

平成30年分 相続税の申告事績の概要

令和元年12月
東京国税局

I 平成30年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

I 平成30年分における相続税の申告事績の概要

平成30年分における被相続人数（死亡者数）は271,066人（前年対比102.1%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は36,782人（同105.2%）で、その課税価格の総額は5兆9,673億円（同106.7%）、申告税額の総額は9,262億円（同106.4%）でした。

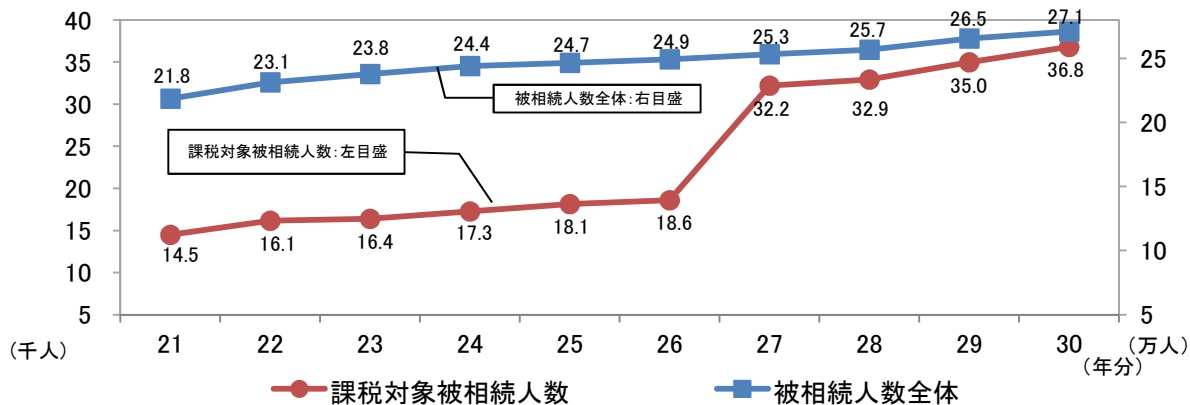
➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	(注1)	(注2)	対前年比	(参 考)
		平成29年分	平成30年分		全国に占める割合
①	(注3) 被相続人数(死亡者数)	人 265,490	人 271,066	% 102.1	% 19.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 13,213 34,962	人 外 13,472 36,782	% 外 102.0 105.2	% 外 40.7 31.6
③	課税割合 (②/①)	% 13.2	% 13.6	ポイント 0.4	
④	相続税の納税者である相続人数	人 78,088	人 81,608	% 104.5	% 31.6
⑤	(注4) 課税価格	億円 外 6,164 55,942	億円 外 6,620 59,673	% 外 107.4 106.7	% 外 38.1 36.8
⑥	税額	億円 8,705	億円 9,262	% 106.4	% 43.9
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注4) 万円 外 4,665 16,001	万円 外 4,914 16,223	% 外 105.3 101.4	
⑧		万円 2,490	万円 2,518	% 101.1	

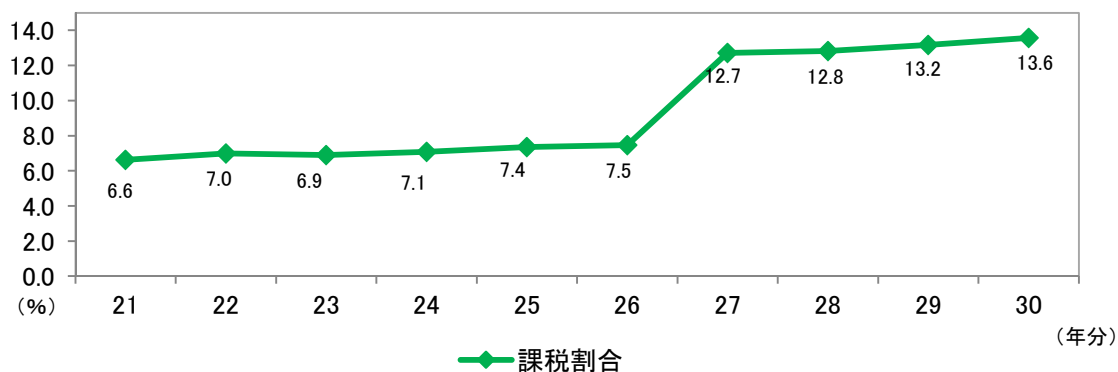
- (注) 1 平成29年分は、平成30年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 2 平成30年分は、令和元年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

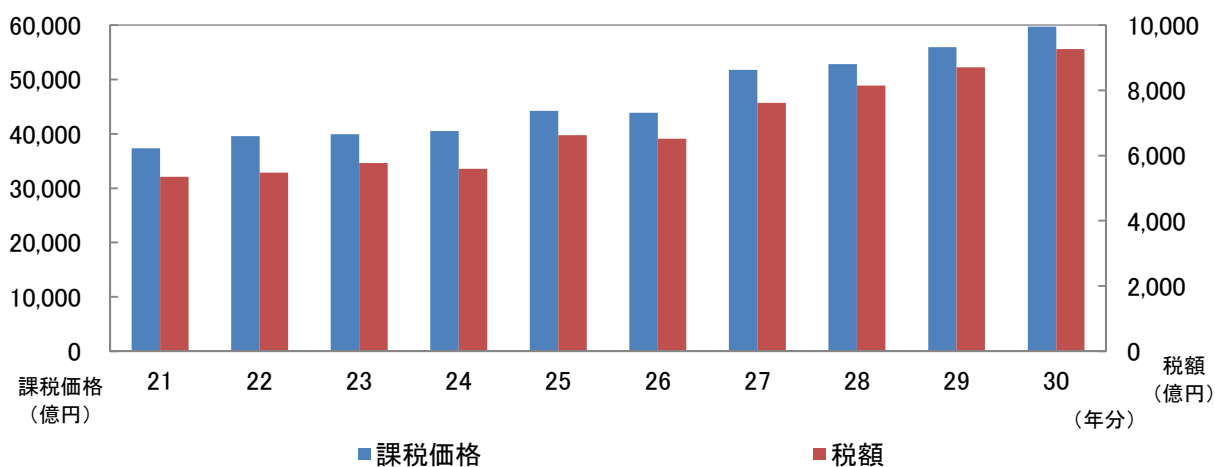
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

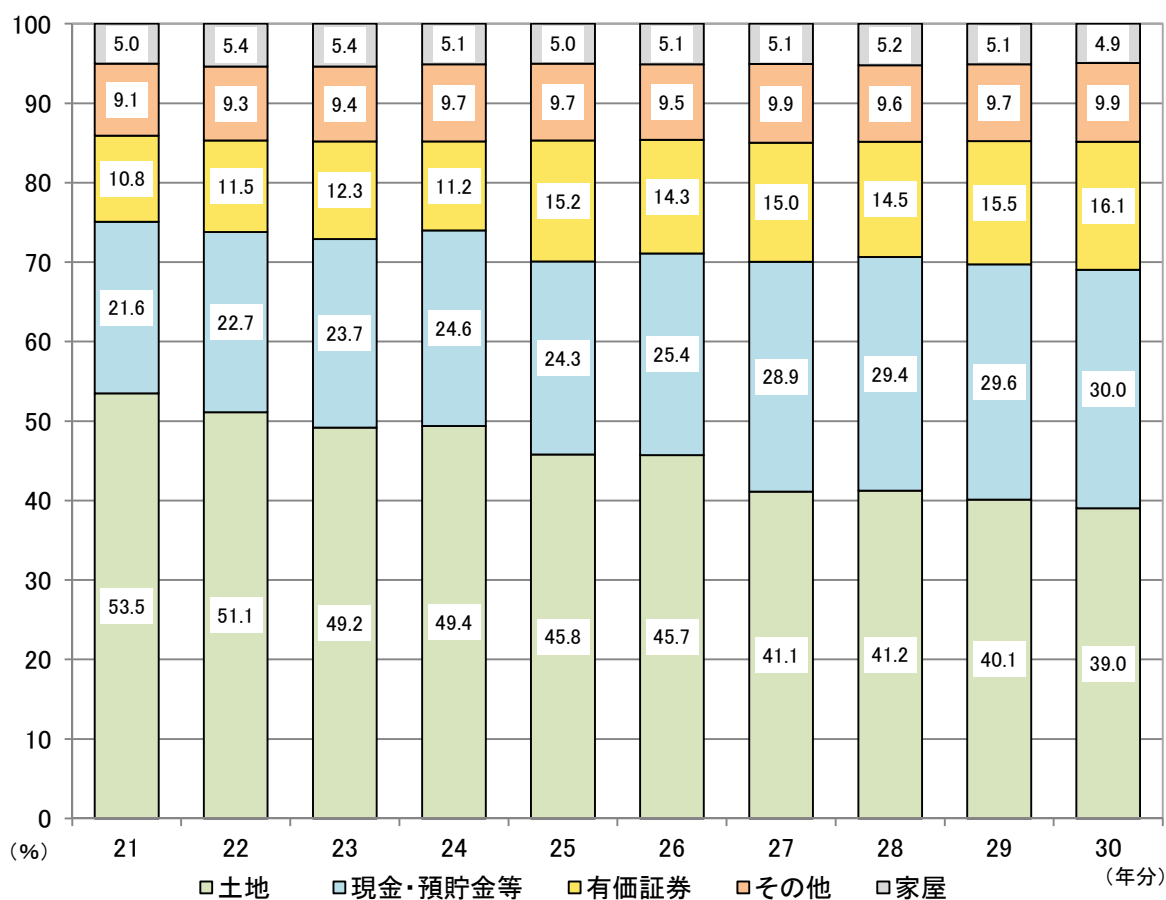
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成21年	22,149	2,090	4,471	8,942	3,766	41,418
22	22,427	2,350	5,029	9,940	4,131	43,877
23	21,719	2,398	5,430	10,457	4,115	44,119
24	22,042	2,260	4,986	10,975	4,385	44,648
25	22,108	2,407	7,355	11,709	4,680	48,259
26	21,939	2,454	6,866	12,179	4,556	47,994
27	23,160	2,853	8,430	16,281	5,571	56,295
28	23,658	2,985	8,334	16,875	5,523	57,375
29	24,391	3,106	9,430	17,984	5,876	60,787
30	25,111	3,185	10,374	19,325	6,374	64,369

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要（千葉県）

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 59,561 人（前年対比 100.9%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 5,291 人（同 103.1%）で、その課税価格の総額は 6,840 億円（同 104.5%）、申告税額の総額は 804 億円（同 106.7%）でした。

➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	平成29年分	平成30年分	対前年比
		(注1)	(注2)	
①	被相続人数(死亡者数) (注3)	59,009 人	59,561 人	100.9 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 1,556 5,133 人	外 1,588 5,291 人	外 102.1 103.1 %
③	課税割合 (②/①)	8.7 %	8.9 %	0.2 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	11,199 人	11,365 人	101.5 %
⑤	課税価格 (注4)	外 80,614 654,849 百万円	外 83,870 684,010 百万円	外 104.0 104.5 %
⑥	税額	75,369 百万円	80,396 百万円	106.7 %
⑦	1 被相続人 相当 た り 人	外 5,181 12,758 万円	外 5,281 12,928 万円	外 101.9 101.3 %
⑧	税額 (⑥/②)	1,468 万円	1,519 万円	103.5 %

- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

➤ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	2,539 億円	406 億円	1,084 億円	2,586 億円	884 億円	7,498 億円
構成比	33.9 %	5.4 %	14.5 %	34.5 %	11.8 %	100.0 %

I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要（東京都）

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 119,253 人（前年対比 102.4%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 19,876 人（同 105.7%）で、その課税価格の総額は 3 兆 6,549 億円（同 109.2%）、申告税額の総額は 6,375 億円（同 109.6%）でした。

➤ 相続税の申告事績

項 目		年 分 等		対前年比
		平成29年分 ^(注1)	平成30年分 ^(注2)	
①	被相続人数(死亡者数) ^(注3)	116,451 人	119,253 人	102.4 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 7,584 18,811 人	外 7,748 19,876 人	外 102.2 105.7 %
③	課税割合 (②/①)	16.2 %	16.7 %	0.5 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	42,480 人	44,929 人	105.8 %
⑤	課税価格 ^(注4)	外 340,697 3,346,581 百万円	外 340,730 3,654,927 百万円	外 100.0 109.2 %
⑥	税額	581,720 百万円	637,517 百万円	109.6 %
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	外 4,492 17,791 万円	外 4,398 18,389 万円	外 97.9 103.4 %
⑧		3,092 万円	3,207 万円	103.7 %

- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

➤ 相続財産の金額の構成比

種 類	土 地	家 屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合 計
財産額	15,273 億円	1,802 億円	7,099 億円	11,143 億円	3,769 億円	39,086 億円
構成比	39.1 %	4.6 %	18.2 %	28.5 %	9.6 %	100.0 %

I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要（神奈川県）

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 82,336 人（前年対比 102.5%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 10,928 人（同 105.0%）で、その課税価格の総額は 1 兆 5,534 億円（同 101.8%）、申告税額の総額は 2,020 億円（同 96.9%）でした。

➤ 相続税の申告事績

項目	年分等	平成29年分	平成30年分	対前年比
		(注1)	(注2)	
①	被相続人数(死亡者数) (注3)	80,352 人	82,336 人	102.5 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 3,901 10,409 人	外 3,975 10,928 人	外 101.9 105.0 %
③	課税割合 (②/①)	13.0 %	13.3 %	0.3 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	23,050 人	23,857 人	103.5 %
⑤	課税価格 (注4)	外 185,618 1,526,616 百万円	外 227,683 1,553,377 百万円	外 122.7 101.8 %
⑥	税額	208,351 百万円	201,969 百万円	96.9 %
⑦	1 被相続人 相当続 たり人	課税価格 (⑤/②) 外 4,758 14,666 万円	外 5,728 14,215 万円	外 120.4 96.9 %
⑧		税額 (⑥/②) 2,002 万円	1,848 万円	92.3 %

- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

➤ 相続財産の金額の構成比

種類	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計
財産額	7,052 億円	934 億円	2,098 億円	5,302 億円	1,621 億円	17,006 億円
構成比	41.5 %	5.5 %	12.3 %	31.2 %	9.5 %	100.0 %

I 平成 30 年分における相続税の申告事績の概要（山梨県）

平成 30 年分における被相続人数（死亡者数）は 9,916 人（前年対比 102.5%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 687 人（同 112.8%）で、その課税価格の総額は 749 億円（同 113.3%）、申告税額の総額は 64 億円（同 124.6%）でした。

➤ 相続税の申告事績

項 目		年 分 等		対前年比
		平成29年分 ^(注1)	平成30年分 ^(注2)	
①	被相続人数(死亡者数) ^(注3)	9,678 人	9,916 人	102.5 %
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	609 人 外 172	687 人 外 161	112.8 % 外 93.6
③	課税割合 (②/①)	6.3 %	6.9 %	0.6 ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	1,359 人	1,457 人	107.2 %
⑤	課税価格 ^(注4)	66,128 百万円 外 9,514	74,946 百万円 外 9,689	113.3 % 外 101.8
⑥	税額	5,103 百万円	6,361 百万円	124.6 %
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	10,858 万円 外 5,532	10,909 万円 外 6,018	100.5 % 外 108.8
⑧		838 万円	926 万円	110.5 %

- (注) 1 平成 29 年分は、平成 30 年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 2 平成 30 年分は、令和元年 10 月 31 日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 3 「被相続人数（死亡者数）」は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）「人口動態統計」のデータに基づく。
 4 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前 3 年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 5 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

➤ 相続財産の金額の構成比

種 類	土 地	家 屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合 計
財産額	248 億円	43 億円	94 億円	294 億円	100 億円	779 億円
構成比	31.8 %	5.6 %	12.1 %	37.7 %	12.8 %	100.0 %